

令和5年6月26日

本校職員に対する懲戒処分について

この度、本校において下記のとおり懲戒処分を行いましたので、公表いたします。

記

1. 処分年月日 令和5年6月26日
2. 被処分者 技術支援室職員（男性）
3. 処分内容 停職 7日
4. 処分事由

被処分者は、本校職員としての自らの地位を利用して、民間企業と実施した共同研究において、特許権利用による利益を当該企業から私的に得ようとした。これは、職務や地位の私的利用を禁ずる国立高等専門学校機構教職員就業規則第36条第三号に違反する行為であり、本校及び本機構の名誉及び信用を著しく傷つける行為である。

5. 校長コメント

本校の職員に対して本件懲戒処分を行う事態になった事は、本校及び国立高等専門学校機構をご支援いただいている皆様の信用を失墜させるものであり、関係するみなさまへ心からお詫び申し上げます。

今後は、このようなことが二度と起こらないよう、教職員への研究倫理教育・コンプライアンス教育を強化するとともに、就業規則、行動規範等の遵守を徹底するよう一層の意識啓発を行い、再発防止に向けた取り組みを推進してまいります。

独立行政法人国立高等専門学校機構

沖縄工業高等専門学校長

佐藤 貴哉